

石川県育英資金(緊急採用)

奨学生募集

【申請資格】次の全ての要件を満たしていること。令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨に被災した方は(1)と(3)の要件を満たしていること。

(1) 保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住している学部生で学業優秀である者

(2) 家計が急変した者で次のいずれかに該当する者

ア 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合。

イ 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。

ウ 主たる家計支持者が破産した場合。

エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事情により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。

オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法、天災融資法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。

(3) 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者

【貸与月額・貸与期間】採用決定月から採用年度末まで貸与、月額 44,000円

【提出書類】

- ① 奨学生願書(様式あり)
- ② 家族全員の住民票
- ③ 父母双方(又はこれに代わる者)の令和6年分の所得証明書
- ④ 就学者全員の在学証明書または学生証の写し
- ⑤ 家計急変の事由を証明する書類
- ⑥ 家計急変による支出の増大又は収入の減少がわかる書類
- ⑦ その他特別な事情がある場合の証明書類
- ⑧ 出身高校の調査書(学部1年)、成績証明書(2年以上)

【提出先】学生支援課学生サービス係(共通教育棟9番窓口)

※ 随時募集受付中

令和7年4月21日揭示